

## 第23号 干し柿の認証基準

平成16年4月14日制定

第1 適用の範囲  
この基準は、山梨県内で製造された干し柿に適用する。

第2 定義  
この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
干し柿	柿の生果実の皮をむいて乾燥させたものをいう。

第3 品質及び品質表示  
1 干し柿の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準	
品質	原材料	食品添加物以外の原材料	山梨県内で生産された柿以外のものを使用していないこと。
		食品添加物	酸化防止のために使用する二酸化硫黄以外のものを使用していないこと。
	性状	1 適度な弾力性があり、香味、色調及び食感が良好であること。 2 異味異臭がないこと。 3 形がおおむね揃っており、損傷がほとんどないこと。	
	異物	混入していないこと。	
	容器又は包装の状態	清潔で適正な資材を用いて包装されていること。	
表示	一括表示事項	加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に基づき、容器又は包装の見やすい場所に表示されていること。	
	表示の方法		
	表示禁止事項		
特別表示事項及びその表示事項	1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「干し柿」と表示することができる。 2 製品には「山梨県産柿100%使用」等と表示することができる。		

第4 製造施設等  
製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 品質管理  
製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理を行うこと。

第6 認証方法  
認証のための適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づき行うものとする。